

箕面市子ども読書活動推進計画

**～子どもの豊かな成長を願い
子どもと本を結びます～**

平成16年（2004年）10月

箕面市教育委員会

目 次

はじめに	・・・ 1
I. 国及び府における策定の経過	・・・ 2
II. 「箕面市子ども読書活動推進計画」の策定方法と計画実施期間	・・・ 2
III. 「箕面市子ども読書活動推進計画」の基本方針	・・・ 3
IV. 子どもの読書活動推進のための方策	
1. 乳幼児期における読書環境の推進	・・・ 4
2. 学校と学校図書館における読書活動推進	・・・ 5
3. 市立図書館における読書活動推進	・・・ 7

資料編

I. 箕面市における子どもの読書活動の現状と課題	
1. 乳幼児期における現状と課題	・・・ 1
2. 地域における市民活動の現状と課題	・・・ 2
3. 学齢期における現状と課題	・・・ 3
4. 市立図書館における現状と課題	・・・ 7
II. 用語解説（本文中、右上に＊のついている語句。初出順）	・・・ 10
III. 箕面市子ども読書活動推進委員会設置要綱	・・・ 14
IV. 箕面市子ども読書活動推進委員会専門部会設置要綱	・・・ 15

V. 箕面市子ども読書活動推進委員会委員・専門部会員名簿	・・・16
------------------------------	-------

VI. 子どもの読書活動の推進に関する法律	・・・17
-----------------------	-------

はじめに

読書が人に与える力は、時代と場所を越えて普遍的なものです。そして、生涯を通して本の力を楽しむためには、子どもの時に本との出会いがあることが大切です。すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができること、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるための環境の整備を推進することは、極めて重要であり大人の責務です。

平成 15 年(2003 年)に行われた調査（社団法人全国学校図書館協議会が実施）によると、児童生徒の 1 ヶ月の平均読書冊数は、小学生が 8.0 冊、中学生が 2.8 冊、高校生が 1.3 冊となっています。また、1 冊も読まなかった子どもたちの割合は小学生 9.3%、中学生 31.9%、高校生 58.7%となっており、中学校以降極端に読書量が減少しています。昭和 57 年(1982 年)頃より全国的な傾向として、子どもの図書館利用の減少化が始まっているといわれています。

これらの要因として、今日の情報化社会の中で、テレビゲームやインターネット等の発達による子どもを取り巻く環境の変化、塾や習い事等の生活環境の多様化からくる忙しさが指摘されています。

このような危機的な状況を踏まえ、平成 13 年(2001 年)12 月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。また、平成 15 年(2003 年)1 月には、大阪府においても「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」が策定されました。

現在、本市では、6 つの図書館と移動図書館等により図書館サービスを実施しています。また、平成 15 年(2003 年)4 月からは司書教諭*も配置されていますが、これに先駆けて全市立小・中学校に学校図書館司書*の配置もされており、これは全国的に見ても先進的な取り組みです。

さらに、子どもの読書活動を推進し、子どもの読書環境を豊かにするために、「箕面市子ども読書活動推進計画」を策定することになりました。読書は個人的な営みであり個人の自由な意志に基づく行為です。この計画は読書を強制するものではなく、子どもの読書の「環境の推進」に関するものです。

この計画を「箕面市子どもプラン」において基本目標の中の施策に位置付けるとともに、図書館を中心としながらも関係部局が連携することにより、「箕面市子ども読書活動推進計画」に基づいて、本市における子ども（概ね 18 歳以下の者）の読書活動について推進していきます。

Ⅰ．国及び府における策定の経過

子どもの「読書離れ」が危惧される中、国においては、平成 12 年(2000 年)を「子ども読書年」*とし、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成 13 年（2001 年）12 月に施行されました。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。平成 14 年(2002 年)8 月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、平成 14 年度(2002 年度)から平成 18 年度(2006 年度)までの概ね 5 年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。

大阪府は、平成 15 年(2003 年)1 月に「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」を策定しました。この計画の中で、子どもが本の選び方や楽しみ方がわからないこと、身近なところに本や子どもと本をつなぐ人が少ないこと、読書活動の地域差（内容、広がり）が大きいことの 3 点を課題としています。

このことから、「府内のすべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、豊かな感性をもつことができるような環境づくりに取り組むこと」を基本とし、第一に読書の魅力、第二に図書館・学校図書館の魅力、第三に連携が生み出す力の魅力を一層引き出せるような環境づくりをめざすとしています。併せてこの計画を基本として、各市町村が地域の子どもの読書活動の推進状況を踏まえた市町村読書活動推進計画の策定に努めるよう求めています。

Ⅱ．「箕面市子ども読書活動推進計画」の策定方法と計画実施期間

（１）策定方法

この計画の策定においては、箕面市子ども読書活動推進委員会を設置し、この委員会に設けた専門部会において検討を重ねてきました。専門部会は、子どもと関わる部局の職員と本と子どもに関わりの深い市民団体の代表とで構成しました。

子どもの読書環境の現状を把握することが重要であるとの観点から、各専門部会員がそれらの報告をすることで市における子どもの読書環境についての共通理解を深めました。この報告の中で、箕面市における個別の課題や全体の課題を明らかにするとともに、この計画の基本方針や、本市において子どもの読書環境を豊かにするためには、何をなすべきかということを活発に論議しました。

これらの、論議を受けまとめたものが、この計画です。

（２）計画実施期間

平成 17 年（2005 年）から平成 21 年（2009 年）までの概ね 5 ヶ年とします。

Ⅲ．「箕面市子ども読書活動推進計画」の基本方針

（１）乳幼児期から、いつもそばに本がある環境をつくれます。

子どもたちが本との親しい関係を持ち続けるためには、乳幼児期から本に親しむ環境づくりが必要です。子どもの一番身近である家庭から始まり、学校、図書館等の子どもの居場所に読みたい本がある環境をつくれます。また、子どもの年齢に応じた工夫をこらした取り組みを実施します。

（２）連携による読書環境の充実をすすめます。

図書館をはじめ子どもの読書活動の推進に取り組む市民団体が、様々な実践を行っています。また、子どもに関わる他の部局においても子どもの読書環境に関わる取り組みを始めています。より豊かな読書環境を子どもたちに提供するために、図書館が中心となり関係部局や市民団体等と連携し、情報交換や人的な協力を積極的に行います。

(3) 大人が子どもと本との架け橋になります。

子どもは、読書する大人の姿に触発されて、読書意欲を高めるという側面があります。また、子どもの身近な大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、子どもと本との架け橋になることにより子どもの読書環境は豊かになります。

Ⅳ．子どもの読書活動推進のための方策

1．乳幼児期における読書環境の整備

赤ちゃんは、さわってもらったり、体を動かしたり、周りの人の声を聞くことが大好きです。このような日常の積み重ねから、赤ちゃんは他者とのかわり方や好奇心、感情や言葉を育んでいきます。けれども、赤ちゃんに語りかけ続けることは意外と難しいものです。そのような時に赤ちゃんとの生活を応援するのが絵本です。膝にのせて絵本のページを繰ってみる、それだけでいろいろなやりとりが生まれてくるでしょう。子育てを楽しくするために絵本は大きな役割を担ってくれます。

また、赤ちゃんや幼児は、大人からの働きかけが大切です。乳幼児が本と出会える環境づくりは図書館だけでなく、地域で広げること、支援することが必要です。

このような乳幼児の読書環境の推進は、子育て支援につながるという観点から取り組みを実施します。

(1) 総合保健福祉センターにおける支援

① 読書活動の普及・啓発

「パパママ教室」*、乳幼児健診や、各種教室等の事業において、読書活動の普及・啓発に努めます。

② 関係部局と市民団体との連携の促進

市民団体や図書館等の関係部局と連携し、乳幼児期に本との出会いができるような取り組みを実施します。

(2) 保育所・幼稚園における支援

① 絵本が身近にある環境の整備

子どもの身近なところにすぐれた絵本があることで、一人ひとりの子どもにあった絵本との出会いが生まれます。落ち着いて絵本を楽しむことのできる絵本コーナーや資料の充実等の環境整備に努めます。

② 絵本に親しむ保育の促進

日常の保育のなかで絵本を利用し、絵本の楽しさを伝え、絵本が好きになるように努めます。

③ 保護者に対しての働きかけ

子どもと絵本を読む楽しさ心地よさを保護者に対して積極的に伝えます。そのために、おすすめの絵本の紹介等の、情報提供に努めます。

また、地域の保護者と子どもに対して、園庭開放の機会等を利用して乳幼児期の読書の大切さを啓発します。

④ 関係部局や市民団体との連携の促進

市民団体による読み聞かせの積極的な受入や、図書館との連携を図ることで、絵本に親しむ機会を広げます。

(3) 図書館における支援

① 乳幼児と保護者が利用しやすい環境の整備

絵本を手に取りやすい書架の工夫等、親子で利用しやすい図書館となるよう環境整備に努めます。

② 乳幼児健診時における取り組みの実施

英国で始まったブックスタート運動^{*}は、日本国内でも平成13年(2001年)にNPOブックスタート支援センター^{*}が設立され、導入する自治体が増えています。大阪府内では、熊取町等が先進的に取り組んでいます。

また、乳幼児健診時にあわせて絵本の貸出や読み聞かせ^{*}を行う自治体等もあります。このような事例を参考に実施内容を、健康増進課や市民団体と共に検討し更に充実させます。

③ 連携による支援

乳幼児期の読書活動に関する支援を充実させるためには、市民団体や関係部局が連携することが必要です。図書館がその拠点となり、連携を

進めるための方策を検討します。

④保護者に対しての働きかけ

保護者に対して、子どもと一緒に絵本を読む楽しさを伝えるための取り組みを行います。

また、子どもに読書の楽しさを知らせるためには、まず、大人自身が読書の楽しさを感じることができるよう取り組みを行います。そのために子どもの本についての情報提供や、講座の実施等の学ぶ機会を増やします。

⑤関係機関への支援の促進

絵本に関する情報や資料の提供をさらに充実させることにより、各機関の取り組みを支援します。

また、地域で子どもと子どもの本に関わる人々の研修の機会を増やすよう努力します。

2. 学校と学校図書館における読書活動の推進

学齢期の子どもたちにとって、一番身近な図書館が学校図書館です。本市の中・高校生はごく自然に図書館を利用するとの評価を得ています。これは小学校時代から専任の司書が配置され、常時図書館が開館していることや、学校における図書館活用の取り組みによるものだと思います。

読み聞かせの体験や、自分で選んで読む等の楽しい読書経験を積み重ねることと、教科学習で読む力を育てることが共に作用して、年齢に応じた読む力が育っていきます。

小・中学校における、読書体験を通じて、豊かな人間性を育む取り組みを、今後さらに進めていきます。

(1) 資料整備の推進

常に魅力ある資料を整備し、子どもたちの「読みたい」「知りたい」「調べたい」という意欲に応えることで、読む力が育成されていきます。

本市では、全国学校図書館協議会の学校図書館メディア基準*を指標として資料整備を進めてきました。しかしここ数年、この基準による年間購入冊数を下回っており、この基準を目安に資料費を確保していくことをめざします。

（２）環境整備の推進

学校図書館は情報を収集するとともに、情報を発信する場でもあります。そのためには校内の中心にあり誰もが利用しやすい場所にあることが大切です。また、快適な読書環境の整備も必要です。

本やインターネット、ビデオ、ＣＤ－ＲＯＭなどを使ってさまざまな情報を活用できる環境を図書館内に整備することで、複数の情報をつき合わせ、内容の信憑性を確かめることができ、情報活用能力が育ってきます。

機器等の整備に努め、授業に活用され主体的な読書ができる環境づくりに努めます。

（３）司書教諭と学校図書館司書の役割と連携

司書教諭と学校図書館司書がそれぞれの役割を認識し、連携をとりながら、学校全体で子どもの豊かな読書活動や授業実践を展開していきます。

① 司書教諭の役割

本市では、平成 15 年度（2003 年度）から、司書教諭が配置されました。司書教諭は授業をもちながらの兼務ですが、教諭という専門性をもった視点で、読書活動や授業に図書館を活用する授業実践を学校全体に広めていきます。また、図書館の上手な利用の仕方、図書館での資料の探し方等を授業の中で実践することを学校全体で進め、子どもたちの本を選ぶ力を育て、読む力を育む実践も提案していきます。

② 学校図書館司書の役割

学校図書館を常時開館し、子どもたち一人ひとりの読書や授業への支援を学校図書館司書は行っています。子どもたちの読書活動を支えるためには欠かせない存在です。本を探しやすく分類して棚にならべ表示にも工夫して、利用しやすい環境整備に努めます。子どもたちの読書意欲に応えることで、その意欲をより引き出します。教職員とも連携して、的確な資料提供に努めます。また、本の情報を発信することで図書館の利用を促進します。

（４）学校図書館と市立図書館・教育センターとの連携

学校図書館が機能するためには、学校間、市立図書館及び教育センターとの連携・ネットワークが欠かせません。特に、市立図書館や教育セ

ンターからの資料支援によって、授業における資料提供が充実します。

また、子どもたちの状況や読書情報等を市立図書館司書と学校図書館司書が共有し、本の情報を子どもたちに提供することで、子どもの成長に関わっていきます。

教育センターにおいては、学校図書館教育が推進されるよう、教職員研修の充実に努めます。

(5) 情報発信

保護者に向けても、図書館だより等の広報活動を通じて、本の楽しさや学校で実施している読書の取り組み等を知らせます。また、学齢期における家庭での読書も大きな意味があることを積極的に伝えます。

3. 市立図書館における読書活動の推進

図書館は全ての人に開かれた施設であり、全ての人の興味やニーズに対応するために、様々な種類の本や雑誌を収集・整理・保存しています。そして、その利用を支援する司書がいます。

子ども時代に本の楽しさを知り、図書館の魅力を体験することが、ある時期は疎遠になっても、生涯を通して本に親しみ図書館を利用する基礎となります。このことから子どもに魅力のある図書館づくりに取り組み、PRします。

(1) 資料整備の推進

子どもの発達過程に対応する資料の充実を始め、特に読書離れといわれる高校生に対しては、市内の高校との情報交換等により高校生が必要とする資料の充実に努めます。

また、子どもの読書に係る部局や市民団体が必要とする資料の提供に努めます。

(2) 環境整備の推進

子どもにとって身近な場所に本があり、利用することが豊かな読書につながることから、図書館から遠い地域の子どもたちのために多様な館外サービスを活用した取り組みを実施します。

また、子どもが利用しやすい図書館となるよう館内整備に努めます。

(3) 連携による子どもの読書活動の推進

図書館は、子どもの読書に関する情報の拠点となり、必要な情報を必要とする団体へ提供する体制を作ります。そのために、図書館は子どもの読書活動を推進する市民団体や関係部局及び関係機関と連携します。

また、読書活動に関わる市民と職員のレベルの向上を図るため研修等を実施します。

(4) 利用促進

あらゆる機会をとらえて、図書館や図書館サービスについてPRし、情報を提供することで図書館利用の促進を図ります。中学生以上の子どもたちには、インターネットでの予約サービス*のPRを積極的行います。

また、図書館のホームページを利用したPRにも努めます。

(5) 障害のある子どもへのサービスの推進

図書館は、養護学校等と情報交換を行い、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、環境の整備に取り組みます。

また、市民団体と連携することにより障害のある子どもへの多様な読書活動支援のサービスを行うとともに、障害のある保護者が子どもの読書活動を進めるための支援にも努めます。

(6) 多文化サービス*の推進

関係部局や市民団体と連携を図り、地域に住む外国人の子どもが、日本で生活し学ぶために必要な資料や読書を楽しむための資料を収集し充実させます。

また、利用しやすい環境整備のために利用案内や館内の表示の多言語化等に取り組みます。

資料編

I. 箕面市における子どもの読書活動の現状と課題

1. 乳幼児期における現状と課題

現代の子どもたちの生活環境は情報メディアの発達等、数年間で大きく変化しています。テレビやビデオ等のメディアに子どもが長時間接触することによる悪影響が心配されています。日本小児科医会は「『子どもとメディア』の問題に関する提言」を発表し、テレビやビデオとの接触時間を少なくすることを呼びかけています。提言では、家庭の中でのコミュニケーションが不足しているということを指摘しています。

箕面市でも子どもと関わる様々な立場の人が、同じような不安を感じています。このような現状を反映して、絵本を読んでもらう、読んであげることを通して得られるものが、子育てにとって大切であるということが注目されるようになってきています。

(1) 総合保健福祉センターにおける取り組み

<現状>

健康増進課では、乳幼児健診や教室等いろいろな機会を利用して、保健師が絵本の読み聞かせを実際に行い、保護者に対して乳幼児の成長発達に関連づけながら育児相談を行っています。

また、4か月児健診時には、図書館が作成した冊子「赤ちゃんといっしょに絵本をたのしみましょう」を受診者全員に配布しています。図書館と連携する事業としては、講座の共同開催やおはなし会*での育児相談会の実施等もあります。市民の協力による「パパママ教室」での「子育てと絵本」についての講演や、健康フェスティバルでの「絵本の読み語り*コーナー」の開催等、市民との連携も少しずつ進んでいます。

<課題>

育児相談の件数が年々増加し、今までなら身近な人に相談していたと思われるような悩みごとが多くなっています。地域の中でお互いに育児を支え合う仕組みづくりが必要となっています。子育てサロン*のような取り組みも生まれていますが、さらに市民団体や関係部局との連携が必要となっています。

心の健康が重要であるとされている昨今、絵本の持つ力を活用することで子どもたちの心の健康に大きく貢献できると考えます。

(2) 市立幼稚園・保育所における取り組み

<現状>

市立幼稚園では「幼稚園教育要領」をふまえて、絵本の読み語りに取り組んでいます。各幼稚園には絵本室があり、毎週絵本の貸出を行っています。各担任が毎週絵本を読み聞かせるほか、保護者や地域で活動する市民や図書館員も絵本を読み聞かせる等の協力をしています。

市立保育所では「保育所保育指針」をふまえて、絵本を活用した保育を実施しています。萱野保育所を除き絵本室はありませんが、室内に絵本を置き、日常的に絵本を読んでいます。乳児については、発達に応じた絵本を選び、1対1で絵本を見ながら語りかけるようにしています。わらべうた遊びなど、ことばのやりとりを楽しむ遊びを通して、絵本を楽しむことができる基礎を育てるようにしています。

地域の保護者と子どもに対しても、幼稚園・保育所での園庭開放事業*等において絵本を読むことにより、絵本の楽しさを伝えるようにしています。

<課題>

市立幼稚園・保育所のいずれも絵本購入のための予算には限りがあり、継続的に補充することが難しいという課題があります。寄贈本の活用や、図書館で借りるなど工夫をしていますが、絵本購入のための予算の充実が必要です。

絵本を楽しむためには、大人も子どもも情緒が安定していることが必要です。また、日頃の親子のコミュニケーションが大切です。

保護者に対して、絵本についての情報提供に努めるとともに、子どもが絵本に親しみ、楽しんでいる姿を知らせたり、大人にとっても子どもとつしよに楽しめるものであるということを伝えていく必要があります。

2. 地域における市民活動の現状と課題

<現状>

箕面市では子どもと本にかかわる市民活動が活発に行われています。

「子ども文庫」*や「おはなし会」が各地域で行われています。

子ども文庫やおはなし会のグループが集まって発足した「箕面子ども文

庫連絡会」は、20 年近い活動実績があり、子育てと絵本についての講座や行事を図書館と共催するほか、他の機関とも連携し、様々な活動を行っています。

また、全国的な規模で作品の集まる「箕面手づくり紙芝居コンクール」と「箕面紙芝居まつり」は、「人と本を紡ぐ会」と図書館が協力し企画、運営を行ってきたものです。紙芝居作りに取り組む小中学校の授業を支援する等、紙芝居を通して作品を作りあげる楽しさや、紙芝居を演じることにより人とふれあうことの楽しさを伝える活動も行っています。

また、墨字（活字）による読書が困難な視覚障害者のために、録音図書を作成する「ささゆり声の会」が活発に活動しています。小・中学校のクラブ活動や福祉授業に協力し、視覚障害者の読書について広く知ってもらう活動も行っています。その他にも、さわる絵本を作成するグループ等が活動しています。

<課題>

子ども文庫やおはなし会では、参加する子どもたちが低年齢化し、小学生の参加が少なくなっています。また、運営に新たに参加する人が少ないという悩みがあります。参加しやすくするためにはどのような働きかけが必要なのか、図書館と市民とで考えていく必要があります。

長年の活動で培われた知識や経験を活かし、各々の市民団体や関係部局が連携することが、地域の読書活動の推進にとって今後も大きな力になります。図書館がその拠点となり、情報を必要としている人に市民活動を含めて総合的に案内し、広く知らせるように工夫する必要があります。

3. 学齢期における現状と課題

(1) 学校における読書活動の取り組み

昭和 50 年代は、塾通いの小・中学生が増え、テレビゲームが流行し、少子化現象が始まった時代で、子どもたちの生活も大きく変化しました。地域で文庫活動をしている方たちも子どもたちの読書離れを感じていました。そこで文庫関係者が中心となって、子どもたちが一日の大半を過ごす学校における読書の実態を知るために府内の学校図書館に関するアンケート調査を行いました。

その結果報告の中で、本市でも多くの問題点が指摘され、箕面市の学校

図書館整備充実の施策が開始されました。

平成元年（1989 年）に教諭組織による「箕面市学校図書館運営検討委員会」が設置されました。その後『箕面市学校図書館の充実に向けて（提言）』が出され、学校図書館司書の全校配置、蔵書充実に向けて図書費の増額、図書館用コンピュータ導入等、各地から注目される目覚しい充実を遂げました。

それに加え、平成 15 年度（2003 年度）には学校図書館法の改正にともない司書教諭が 12 学級以上の学校に配置されました。

このように、この 10 年余りで、学校における子どもの読書環境並びに学習活動は学校図書館の整備とともに大きく変化しました。

① 市立小学校

<現状>

市内の各小学校では日常的に学校図書館が活用され、子どもたちの「知りたい」「読みたい」という気持ちを支援しています。また「朝の読書」の取り組みや、本の読み聞かせ、子どもたちによるおすすめ本の紹介など、読書に関するさまざまな授業実践がどの学校からも報告されています。

また、図書委員会による本の紹介等、学年の枠を越えた活動も行われています。

子どもたち自身が、自ら問題を解決していける力を育成することが求められていることから、平成 14 年度（2002 年度）からは総合的な学習の時間が設けられました。学校では、「読書活動」も、単に物語やお話を楽しむということだけではなく、文章を読む力やいろいろな資料を読み取る力をつけるための指導も必要になってきています。

さらに、子どもの読書活動の現状を把握するため、市内のある市立小学校の 4 年生を対象にアンケートを実施したところ、75%の児童が本を読むのが好きだと答えています。家の人に本を読んでもらった経験のある子は 72%となっており、主に母親に読んでもらったとしています。子どもの読書好きには、図書館の存在や家庭での読書経験が大きく寄与しています。

<課題>

- ・生きる力につながる読書力を身につけるための図書館利用（本の探し方・調べ方等）に対するさらなる指導の研究が求められます。
- ・保護者と子どもで本に親しむことの大切さを訴えていくことが必要です。
- ・本を読まない子どもや読めない子どもに対する指導も必要です。

② 市立中学校

<現状>

中学校では小学校と違い、定期的に図書館を使える「図書の時間」がありません。そこで最近は本に親しむ時間を設けている学校も増えてきました。学校図書館司書を中心にした積極的な働きかけもあり、休み時間の図書館利用は活発に行われています。一方、教科ごとの指導になるため、教師によっては図書館を利用する機会が少ない場合があります。図書館部会を校内の組織として位置づけ、学校全体で図書館活用を検討することが大切になっています。平成 15 年度（2003 年度）に司書教諭が配置された学校では、司書教諭が中心となって図書館利用・読書教育を全体に呼びかける試みも始まっています。

ある中学校では、総合的な学習での図書館の利用として、3 年間の継続したテーマの中で様々な調べ学習が行なわれています。図書委員会活動では、壁新聞作りや、「読書郵便」等を通して自分が読んでおもしろかった本の紹介をする等、子どもたちによる本のアピールを積極的行なっています。

中学生は人間関係や興味の対象が広がる時期です。学校図書館は学習の場であるとともに、居心地よく過ごし、それぞれに個人の興味を深めていく意味でも大切な場です。

<課題>

- ・ 学校の中で、情報教育と図書館教育がそれぞれ別個のものとして取り組まれている現状があります。学校図書館は、学習・情報・読書すべてのセンターであり「学び方を学ぶ教育」の中心となることを目指しており、そのためにも視聴覚教材の充実なども含め、現在の教育内容にふさわしい資料・設備を整えていくよう、さらに努力が必要です。
- ・ 司書教諭は配置されたばかりですが、今後の教育の中で果たす役割は大きいものになると思われます。司書教諭の役割をさらに充実するため、司書教諭連絡会を設置し、情報交換と研修を重ねることが必要です。

（２）市立小・中学校の学校図書館の取り組み

学校図書館は「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」（学校図書館法第 2 条）です。これを基本に箕面市の学校図書館は子どもたちや教職員への支援を行っています。

<現状>

① 図書館のサービス

- 子どもたちや教職員がいつでも利用できるように授業時間以外（休み時間、放課後等）も開館しています。
- 予約・リクエストを受け付けています。
- 楽しみのための読書相談から学習にかかわる資料相談、授業作りのための資料相談等を受け付けています。
- 資料の充実・館内の整備に努めています。
- 本の案内や教職員に向けての資料や情報の案内等、広報活動に努めています。

② 読書活動・学習への支援

小学校では「図書の日」があり、週に一度は子どもたちが図書館にやってきます。その時に担任の依頼があれば、司書は絵本の読み語りや本の紹介等を行っています。中学校でも教師から依頼されてブックトーク*等を行う学校もあり、子どもたちの読書への興味付けの一端を担っています。また、調べ学習等にも資料や情報の提供を行っています。

③ 教職員への支援

学校図書館では、教職員の授業研究や授業準備に対しても支援します。学校図書館の図書費は「児童（生徒）用図書」の整備、教職員用図書は教育センターが整備するとの役割分担をしており、各学校図書館における教職員用の資料の充実については、今後の課題となっています。

④ 市立図書館との連携

学校図書館に司書が配置された当初から、市立図書館は学校図書館の支援につとめてきました。単なる本の貸借に留まらず、合同の研修会の実施や、子どもたちに向けたブックリスト*（「よんだよむぞう」「YOMOIYOMO」）の作成・配布を行っています。

⑤ ネットワークシステム

各校の学校図書館の資料だけでは、子どもたちや教職員の全ての依頼に応えることはできません。他の学校図書館や市立図書館からの支援があって、初めて図書館としての機能を果たすことができます。箕面市では平成8年度（1996年度）から市立図書館による小学校への配本が週1回実施さ

れ、平成 14（2002）年度からは中学校にも隔週での配本が始まりました。学校間の配本は平成 12 年度（2000 年度）から学校校務員により始まり、活発な資料貸借が行われ、調べ学習等の充実が図られました。

<課題>

① 図書費の確保

平成 4 年度（1992 年度）から蔵書 5 ヶ年計画策定をきっかけに高い水準であった図書費も平成 12 年度（2000 年度）から減少し、今年度は平成 3 年度（1991 年度）の水準となっています。今後の学校図書館の資料整備に大きな影響を与えることを危惧しています。

② 司書教諭の役割

学習活動の中で図書館を使った実践をいかに学校の中で深めていくかが現在の大きな検討課題です。そのためにも司書教諭の研究組織の確立が求められています。

③ ネットワークシステムの確立

市立図書館から中学校への配本が隔週であることや、教育センターと学校図書館の連携のあり方も課題であり、学校を軸とした支援のあり方を検討する必要があります。

④ 図書館施設・設備の充実

総合的な学習の時間が設けられたことにより、図書館の活用も年間を通じて多くなり、部屋の使用も複数クラスが重なることもでてきました。特に小学校の場合は図書の時間での使用も重なり、一部屋では図書館利用に不便を感じるようになってきています。

また、図書館にはパソコンが 1 台設置されています。この 1 台で、貸出、返却、情報検索、管理運営を行っているため、子どもたちが自由に情報検索できるパソコンも必要となっています。

⑤ 司書の勤務形態

学校図書館司書が配置されていない自治体が多くある中、本市では非常勤職員の司書が全小・中学校に配置されています。しかし、子どものニーズに対応するために、パンフレット、冊子、切り抜き資料の整備等も、図書館資料の構築の上では大切な作業ですが、時間的、人的な状況から、十分に対応できない実態があります。

(3) 府立高等学校図書館における読書活動の取り組み

<現状>

高校生の読書実態は、統計から見ても十分なものではありません。

小学校、中学校、高校に進むにつれて読書離れや図書館離れが顕著です。

しかし、小学校と中学校で培われた読書力や調べる力を活用し、生涯を通しての「力」とするためには、高校での取り組みが重要です。

このような状況の中、市内にある府立高等学校の図書館では、専任の司書により生徒の読書活動を支援するための様々な取り組みを行っています。蔵書冊数には、15,000冊から35,700冊と違いがみられるものの、ほぼ終日開館されています。蔵書には雑誌もあり、生徒に利用されています。

また、図書館だよりの発行、新入生対象の図書館利用に関するオリエンテーションや館内に特設コーナーを設ける等、利用を促進するための取り組みがなされています。

<課題>

今後、学校図書館が学校の「情報センター」としての役割を担えるような資料や設備の充実やスペースが必要です。

また、図書館利用促進を通して、生徒の読解力の一層の育成も必要です。

さらに、市立図書館と情報交換等で連携を深めることによるサービスの検討が必要です。

4. 市立図書館における現状と課題

子どもの登録率*は、全年齢の登録率に比べ高くなっており、割合から見ると、多くの子どもが利用しています。

しかし、東西に長い市域の西部に固定館が集中しているため、東部における子どもの登録率は、東図書館周辺以外は、低い率となっています。特に小野原地域は市内で児童数が最も多く、子どもがいつでも利用できるような図書館サービスのあり方を検討する必要があります。

子どもの利用は、10歳前後の小学生をピークに、中学生、高校生になるにつれて下がる傾向にあり、年齢が進むにつれて子どもの図書館離れがあります。読書離れ、図書館離れに対する方策を考える必要があります。

<現状>

① 環境整備について

市立図書館は、資料・情報を求めるすべての市民の要求に応え、その生涯学習を支援する役割を担っています。とりわけ、乳幼児・学齢期に読書の楽しさを体験することは、子どもの成長に良い影響を与えるものであることから、図書館の子どもへのサービスは重要な位置を占めています。子どもの知りたい、読みたいという要求に応えられるよう、幅広く資料を収集・提供しています。ブックリストの作成、子どもが本を選ぶときの相談・助言、おはなし会の実施等、子どもと本との出会いを大切にしています。

また、子ども自身の興味や、自由研究・学校の調べ学習等、子どもの要求に応じて、図書館の資料を使った調べものの支援もしています。

さらに、図書館に親しみをもってもらうことを目的として、夏休みに小学生を対象とした1日図書館員を実施しています。

② 乳幼児へのサービスについて

乳幼児へのサービスとして、冊子「赤ちゃんといっしょに絵本をたのしみましょう」を作成しています。乳幼児期に絵本と出会うこと、絵本を介して保護者と子どもがふれあうことが大切であることを知ってもらい、絵本選びの参考にしてもらうための冊子です。各図書館内には、赤ちゃんと一緒に楽しめる絵本を集めたコーナーを設置し、赤ちゃん向けの絵本を選びやすく並べています。

また、参加人数も増加する傾向にある2歳以下の子どもを対象としたおはなし会を、複数館で実施すると共に、乳幼児に関連した講座も行っています。

③ 来館が困難な子どもへのサービスについて

障害のある子どもへのサービスは、今のところ十分な取り組みができていませんが、養護学校の児童向けのおはなし会を図書館職員によって実施しています。

また、来館が困難な子どもに対してのサービスとして、箕面市立病院の院内学級に対し資料提供による支援をしています。そこでは、市民によるおはなし会が実施されています。

④ 多文化サービス

箕面市に住む外国人は、約 1,800 人で国籍は約 70 カ国と幅広く、その中でもアジア圏が過半数を占めています。しかし、図書館に所蔵している外国語の絵本は、大部分が英語で書かれたものです。中央図書館では、市民による英語の絵本の読み聞かせ（不定期）が実施されています。

⑤ 関係機関・市民団体との連携について

市立図書館は、関係機関や市民団体との連携を密にし、資料提供等の支援を行っています。健康増進課が実施する 4 か月児健診時に、冊子「赤ちゃんといっしょに絵本をたのしみましょう」を配布しています。

また、健康増進課と連携を図り、講座の開催や、図書館のおはなし会での育児相談を実施しています。

さらに、市立幼稚園・保育所に図書館職員がおはなし会に出かけたり、幼稚園児の来館時には絵本等の読み聞かせを行っています。私立保育所・幼稚園へは、図書館サービスの PR 不足もあって利用が少なく、連携のあり方が今後の課題となっています。

図書館は、学校への貸出やテーマで集めた本の短期間・長期間の貸出、子ども文庫やおはなし会のグループへの貸出も実施しています。子育て支援センター*の実施するおはなし会にも図書館職員が参加するとともに、本の貸出や、講座への協力も行っています。

おはなし会のグループは、図書館や小学校でのおはなし会を実施し、様々な講座や行事を図書館と共催しています。

<課題>

① 環境整備

市内のすべての子どもに公平な図書館サービスが提供できるよう、サービス拠点の整備をする必要があります。保護者と子どもで利用しやすい図書館となるよう、環境整備が必要です。

② 乳幼児へのサービス

関係機関や市民がおこなう乳幼児への読書活動に対しては、市立図書館が連携の拠点となって、活動を支援、推進する必要があります。乳幼児期から身近な大人に本を読んでもらう経験の大切さを保護者に理解してもらうための啓発が必要です。

乳幼児健診時に絵本に親しむきっかけとなるような取り組みを、関係機関と連携して実施することで一層効果的なものとなります。

③ 来館が困難な子ども等へのサービス

障害をもつ子どもへのサービスは、情報収集、資料の整備、専用機器の導入、個々の障害に合わせたアプローチなど、多くの課題があります。

また、外国人の子どもや、入院等で直接来館できない子どもへのサービスも検討が必要です。

④ 利用促進

読書離れや図書館離れに対する方策に取り組む必要があります。0歳から貸出券が作れることまた、子どもと一緒に家族で図書館を利用してもらえるよう、もっと広くPRすることが必要です。

⑤ 連携

箕面市では、市民活動が活発に行われており、子どもに関わる団体も数多くあります。市立図書館は、関係機関や市民団体と十分に連携をとりながら、すべての子どもが本を読む喜びを味わえる環境をつくること、子どもと本を結びつける取り組みを推進する必要があります。

関係機関への情報提供や資料提供をさらに充実させることにより、各機関の取り組みを支援する必要があります。

また、地域で子どもと子どもの本に関わる市民の研修の機会を増やす必要があります。

Ⅱ．用語解説

司書教諭

昭和28年（1953年）に制定された学校図書館法では、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」という附則があった。平成9年（1997年）の改正によって、平成15年度より全国の12学級以上の小・中・高等学校に司書教諭が配置されることとなった。44年経って初めて学校図書館法が完全なものとなったといえる。しかし、専任ではなく兼務であることが課題となっている。今回の法律の改正は、自ら学び、自ら考える力を育成し、「生きる力」をはぐくむという、新しい学力感を実現するためのものである。

司書教諭には、学校図書館の資料整理、貸出、図書委員会の運営などの実務的な仕事があるが、箕面市では学校図書館司書によって図書館が日常的に機能

している。今後司書教諭には、読書指導の充実とあわせて、学校における情報教育推進の一翼を担うことが求められる。

学校図書館司書

昭和 62 年（1987 年）に、「大阪府子ども文庫連絡会」によって府下の学校図書館に関するアンケート調査が行われた（本市では「箕面子ども文庫連絡会」が実施）。その結果報告で、本市でも多くの問題点が指摘されたのをきっかけに、平成元年（1989 年）7 月「箕面市学校図書館運営検討委員会」を設置し、学校図書館の充実に向けた取り組みを始めた。平成 2 年（1990 年）には学校図書館の資料・設備・運営についての提言「箕面市学校図書館の充実に向けて」を発行した。学校図書館が充分機能するためには専任の人が必要ということから、平成 4 年（1990 年）にまず小学校 1 校に学校図書館司書 1 名が配置され、平成 8 年（1996 年）には小学校全校、平成 10 年（1998 年）には中学校全校に配置された。

子ども読書年

平成 12 年（2000 年）5 月 5 日のこどもの日に、国立国際子ども図書館が開館するのを記念して、2000 年を「新しい世紀に向かって、いっぱい本を読もう」という年にする国会決議が平成 11 年（1999 年）8 月になされた。参議院は村上正邦議員（国際子ども図書館設立推進議員連盟会長）、衆議院は肥田美代子議員（同議員連盟事務局長）が決議案を提案、日本の国会史上初めて、「読書」推進事業を両院で決議、採択。小渕総理大臣が所信表明を行った。

パパママ教室

箕面市総合保健福祉センターにおいて、パパやママになる人を対象に、妊娠・出産・育児に関するお話や実習を行っている。マタニティーコース、ベビーケアコース、マタニティクッキングコースがある。

ブックスタート運動

地域の保健センターで行われる 0 歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。1992 年イギリスのブックトラストによって始められた。赤ちゃんと保護者が絵本を通して暖かく楽しい本のひとときを持つことをめざしている。保護者にプレッシャーを与えるような早期教育ではない。

NPOブックスタート支援センター

イギリスで始められたブックスタートは、平成 12 年（2000 年）に「子ども読書年」推進会議（民間の立場から子どもの読書に関わる個人、団体、企業が参加）によって日本に紹介された。NPOブックスタート支援センター（現・特定非営利活動法人ブックスタート）は、子ども読書年以降も責任を持って運動の理念を伝え、中立的な立場から、個人、一般企業、公益法人、他のNPOやNGO、行政との協働の下に、全国各地の活動を継続的にサポートすることを目的として平成 13 年（2001 年）に設立された。

読み聞かせ

声に出して、本や紙芝居を子どもに読んで聞かせることで、本のおもしろさを直接体験させることをいう。字の読めない子どもや、本の世界の入り口に立っている子どもたちに本の中身と魅力を具体的に伝え、読書の楽しみを知ってもらう効果的な方法。

学校図書館メディア基準

全国学校図書館協議会が平成 12 年（2000 年）に制定した。

学校図書館メディアは、学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とし、図書・視聴覚資料・コンピュータ・ソフト等の各種のメディアをもって構成する。学校図書館メディアにおける最低の基準を定めたものである。

インターネットでの予約サービス

家庭等のパソコンから、箕面市立図書館所蔵の本が予約できるサービス。利用できるのは、市内に在住あるいは、通勤、通学していて、箕面市立図書館の貸出券を持っている中学生以上の方。インターネットで予約するためには、パスワードを申請する必要がある。

多文化サービス

日本では文化の上での多数派は、日本語を話し日本文化に最も親しみを感じる人である。多文化サービスは、多数派に属さない人にもその人の必要性や興味にあった資料を提供して、図書館利用の障害を取り除こうとするものである。図書館の多文化サービスの理念としては、①全ての住民に対して公平で平等な図書館サービスが提供されるべきであるということ。②マイノリティ住民（文化的少数者）が自らの言語、文化を維持・継承し、発展させる権利を保障するための 1 つの機関として図書館は位置づけられるということ。③多文化、多民族共生社会におけるマイノリティ住民と大多数住民の相互理解を促進するため

に図書館は住民を援助することができるということ、をあげることができる。

おはなし会

複数の子どもを相手に、声に出して本や紙芝居等を読んで聞かせることをいう。対象となる子どもに応じて読む本を選択し、手遊びを取り入れたりもする。小学校や市立図書館等で、定期的に行われている。箕面市では、小学校へは市民のおはなし会グループが出向いて実施している。市立図書館のおはなし会も、おはなし会グループの協力を得ていることが多い。

読み語り

読み聞かせに同じ。幼稚園や小学校では読み語りという場合が多い。

子育てサロン

地区福祉会や民生委員が主催し、乳幼児の親子が集う場で、保健師や保育士、栄養士が参加することもある。情報交換、世間話、子育ての悩みを共有するなど、地域の親同士の交流の場となっている。コミュニティセンターなどを会場として、ほぼ小学校区ごとに設置されている（未設置校区あり）。

幼稚園の園庭開放事業

地域の乳幼児と保護者のために園庭を開放している。3歳児会と未就園児会とがあり、各幼稚園によって開放日・時間が異なる。季節行事等もあり、入園前の子どもが幼稚園に親しみをもつことができる。

保育所の園庭開放事業

地域の乳幼児と保護者のために園庭を開放している。プール開放、ミニ運動会等、季節によって行事がある。各保育所によって開放日・時間が異なる。育児の悩み等の相談にも応じている。

子ども文庫

子どものために家庭や地域の集会所等に本を常設し、運営している読書活動のことをいう。活動の主体はお母さん方が多く、子どもと本を結びつけるために、きめ細かく働きかけている。家庭を開放している個人が主体の家庭文庫と、地域の集会所を利用して運営している地域文庫があり、子ども文庫はその総称である。

ブックトーク

あらかじめ選んでおいた数冊の本を紹介し、読書意欲を起こさせたり、新しい分野に興味と関心を呼び起こす読書への動機づけとして効果がある。

通常、特定のテーマや、特定の作家などを中心として、フィクション、ノンフィクションをとりまぜて何冊かの本を紹介する。本の紹介は、対象に応じてさまざまであるが、簡単な内容紹介、著者の略歴など興味をそそるように紹介する。

ブックリスト

ある基準や、あるテーマで選択した本を紹介する簡単な一覧。子ども向けの場合、子どもが本を読む手がかりになるように作られている。書名、作者、出版社等のほかに、簡単な内容紹介文をつけている。形態は、1枚の紙を折り畳んだものや、パンフレット状のもの等、いろいろである。

登録率

箕面市の図書館で貸出券を作り、かつ、当該年度に1回以上の貸出をした利用者を、人口の割合で算出したもの。図書館がその奉仕対象地域にどれだけ普及しているかを測る指標となる。

〈平成14年度（2002年度）年齢別登録率〉

年齢	0歳～	7歳～	10歳～	16～18歳
登録率	12%	59%	70%	33%

全年齢の登録率は、28%である。就学前の登録率が一番低いのは、保護者が子どものために借りることが多く見受けられるため。これは、絵本の貸出冊数の37%が31歳から40歳の利用者であることからわかる。

子育て支援センター（おひさまルーム）

就学前の子どもと保護者を対象に、子育ての相談に応じたり、情報や学習の場、親子で遊べるプログラムを提供している等、子育て中の家族への支援を行っている。萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）2階にあり、分室がみのおサンプラザ4階にある。

Ⅲ. 箕面市子ども読書活動推進委員会設置要綱

箕面市教育委員会

(設置)

第1条 箕面市における「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、箕面市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を箕面市教育委員会教育長に報告するものとする。

- (1) 箕面市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会に専門の事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部中央図書館において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、訓達の日から施行する。

別表（第3条関係）

1	教育委員会事務局教育推進部企画・人権教育室教育企画課長
2	教育委員会事務局教育推進部企画・人権教育室子ども課長
3	教育委員会事務局教育推進部学校教育課長
4	教育委員会事務局教育推進部教育センター所長
5	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長
6	教育委員会事務局生涯学習部中央図書館長
7	箕面市立小中学校校長会の推薦する者
8	箕面市立幼稚園園長会の推薦する者

IV. 箕面市子ども読書活動推進委員会専門部会設置要綱

箕面市教育委員会

（設置）

第1条 箕面市子ども読書活動推進委員会設置要綱第5条の規定に基づき、子ども読書活動推進計画の策定及び計画に基づく施策について、必要な事項を検討するため、専門部会を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を箕面市子ども読書活動推進委員会に報告するものとする。

- （1）箕面市子ども読書活動推進計画の具体的内容に関すること。
- （2）子ども読書活動の施策の具体的内容に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び会員をもって組織する。

- （1）部会長及び副部会長は、それぞれ会員の互選により定める。
- （2）副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- （3）会員は、別表に掲げる者をもって組織する。

（会議）

第4条 専門部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要に応じて部会員以外の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 専門部会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部中央図書館において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、訓達の日から施行する。

別表（第3条関係）

1	箕面市立幼稚園教諭
2	箕面市立小学校教職員
3	箕面市立中学校教職員
4	箕面市立小学校図書館業務に従事している者
5	箕面市立中学校図書館業務に従事している者
6	教育委員会事務局生涯学習部中央図書館司書

V. 箕面市子ども読書活動推進委員会委員・専門部会員名簿

○箕面市子ども読書活動推進委員会委員名簿

氏 名	所 属
中野 仁司	教育推進部企画・人権教育室教育企画課長
南 悦司	教育推進部企画・人権教育室子ども課長
赤川 隆洋	教育推進部学校教育課長（平成16（2004）年3月まで）
上田 博	教育推進部学校教育課長（平成16（2004）年4月から）
南橋 正博	教育推進部教育センター所長
石田 宇佐美	生涯学習部生涯学習課長
黒田 正記	生涯学習部中央図書館長
岡 修	箕面市立萱野小学校長
藤原 清子	箕面市立ひがし幼稚園長
坂上 潔司	健康福祉部児童福祉課長
松尾 高子	健康福祉部健康増進課長

○箕面市子ども読書活動推進委員会専門部会員名簿

氏 名	所 属
笹内 房子	箕面市立せいなん幼稚園
豊川 多恵子	箕面市立西南小学校（平成16（2004）年3月まで）
宇崎 教子	箕面市立中小学校（平成16（2004）年4月から）

布田 征江	箕面市立第一中学校（平成 16（2004）年 3 月まで）
倉竹 千佳子	箕面市立第三中学校（平成 16（2004）年 4 月から）
高木 享子	箕面市立西南小学校図書館
東谷 めぐみ	箕面市立第四中学校図書館
江口 寛	箕面市立西南図書館
八木 浩子	箕面子ども文庫連絡会
新井 せい子	人と本を紡ぐ会
渚之上 悦子	ささゆり声の会
上辻 さち代	箕面市立萱野保育所
土井 麻由美	箕面市立稲保育所
門田 加奈	健康福祉部健康増進課
加藤 玲子	教育推進部企画・人権教育室子ども課
竹内 弘	教育推進部学校教育課（平成 16 年（2004）年 3 月まで）
秋月 英男	教育推進部学校教育課（平成 16 年（2004）年 4 月から）
前田 園美	生涯学習部生涯学習課

VI. 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律 154 号制定

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもに読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活

動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

